

分類	表 題	作成日・更新日	整理番号 (Ver.)
保安管理	緊急工具箱の維持管理	2008/11/12 2016/03/07	EGE 50-002 (4)

緊急工具箱はその用途により内容物が異なるため、維持管理／点検は以下の基準にて行う。

- ・ 新たに購入する際は、下記②～⑩を含んだLPガス用を購入する。
 - ・ 6ヶ月以内に1回の周期で、個数、保管状況、外観、内容物の確認点検を行う。
 - ・ 緊急工具箱の管理簿としては、箱毎に整理番号をふり、内容物の一覧表を作成し管理する。
 - ・ 内容物は、工具箱内にシールで明細を記すこととする。(ただし、内容物が多く書ききれない場合は、カード状の一覧表を工具箱内に入れても良い)
 - ・ 内容物で、使用期限が定められているもの(電池、非常信号灯など)は、その使用期限を守ることとし、次回点検期限までに使用期限が到来する場合は交換する。
 - ・ 点検実施後は、紙のシールに点検日付を記入し点検者印を押印のうえ工具箱の開閉部に跨るように貼り付けて封印をする。(下図参照)
 - ・ 日常的に封印の状況を確認し、破れていることを発見した場合は、内容物の点検を直ちに実施し、不足や破損の状況を確認した後、再び封印をする。
- ・ セットではなくバラで緊急工具箱の内容物を用意する場合の内容物は最小で以下の物品とする。
(平成16年3月18日 経済産業省通達 16保安第6号 高圧ガス運搬の移動基準より)

- ① イエローカード(車両のグローブボックスまたはダッシュボードに置いてよい)
- ② 赤旗 × 1
- ③ 赤色合図用懐中電灯 × 1
- ④ メガホン × 1
- ⑤ トラロープ(長さ15m) × 2本
- ⑥ 漏えい検知液(石けん水またはスプレー) × 1
- ⑦ 車輪止め 2個一組
- ⑧ 革手袋 × 1双
- ⑨ モンキースパナ(250～300mm) × 1
- ⑩ バルブスピンドル用スパナ(9mm) × 1

封印の様式

紙製の粘着シール(タックラベル等)を使用する

点検日：	年	月	日
	点検者	⑩	

点 検 日
点 検 者
年
⑩ 月
日

関連条項 : 液石法第31条1号 規則第31条2号 保安業務告示第3条, 経済産業省通達 16保安第6号
 関連法定書類 : 保安業務規程 保安業務計画書
 関連社内書類 : 50-001 保安業務用機器類の維持管理 91-102 保安業務用機器管理簿